

平成30年3月 定例教育委員会

日 時 平成30年3月28日(水)

15時00分～

場 所 本庁舎11階 研修室

出席者

(教育委員)

西本教育長 久田委員 深町委員 合田委員 内海委員

(事務局)

池田教育次長 中原教育次長兼学校教育課長 友永総合教育センター長兼総合教育センター課長 小田副理事兼社会教育課長 吉田総務課長 吉富学校保健課長 前川図書館長 白濱教育センター長 森寿青少年教育センター所長 吉住公民館政策課長 有川スポーツ振興課長補佐 松尾総務課長補佐 中村社会教育課長補佐

欠席者

なし

傍聴者 0名

内 容

(1)教育長報告

(2)平成30年1月分議事録の確認

(3)議 題

- ① 佐世保市立小・中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正の件
- ② 機構改革に伴う規則、規程の一部改正等の件
- ③ 「佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画」及び「徳育推進のための行動計画」の計画期間延長の件
- ④ 佐世保市教職員研修計画策定の件

(4)協議事項

なし

(5)報告事項

- ① 義務教育学校設置に伴う要綱・要領等の改正について
- ② 公民館嘱託職員の公募について
- ③ 図書館における子育て相談の場の設置について
- ④ 図書館で開催される各種イベントについて

(6)その他

- ① 次回開催予定

◆ 教育長報告

- 2月23日 2月定例教育委員会
少年科学館運営委員会
- 2月24日 世知原公民館まつり
スポーツ少年団表彰式
- 2月25日 小佐々運営協議会
- 2月26日 3月定例市議会開会
3月定例市議会文教厚生委員会
- 2月27日 小中学校校長会要望
- 2月28日 臨時教育委員会
- 3月 2日 代表質問
- 3月 3日 市教育委員会文化及びスポーツ表彰式
西地区公民館まつり
- 3月 4日 山澄地区公民館まつり
三川内ふるさと祭り
- 3月 5日 代表質問
- 3月 6日 本会議
- 3月 7日 本会議
- 3月 8日 個人質問
- 3月 9日 個人質問
- 3月10日 針尾うずしお祭り
中里皆瀬地区公民館まつり
- 3月12日 3月定例市議会文教厚生委員会
~3月13日
- 3月14日 中学校卒業式
- 3月16日 小学校卒業式
- 3月27日 尚武館表敬

【西本教育長】

ただいまから3月定例教育委員会を始めたいと思います。

まず、私からですけれども、昨日で3月議会が終わりました。「坂道のアポロン」の無料観覧券の配布については、今、中学生の入りが1,900人ぐらいです。2,000名近くになろうかと思っておりますが、大体30%です。春休みがもうしばらくありますから、もう少し伸びるかなと思います。3人に1人見ていただいているということで、非常に内容もいい映画ですから、これがもう少し上がればいいのかと思っている次第でございます。

議案の方も、予算の方は少し意見がついておりましたが、各条例議案とも無事審議をいただいて、ご承認をいただいたところです。学校司書について、昨年9月議会で請願が出されておまして、もう少し増やせという請願で、議会で採択いただいておりますので、我々も増やしたいのですけれども、処遇の問題等もございまして、解決できないまま新年度を迎えることとなりますが、ご意見を頂きましたので、受けとめて、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

本日は、年度末で大変お忙しい中と存じますけれども、お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、平成30年1月分の議事録の確認をさせていただいた

と思います。

内容について、各委員の皆様にはご覧いただいたと思いますが、疑義等ございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、1月分の議事録につきましてはそのように取り計らいたいと思います。

次に、議題に入ります。

議題①「佐世保市立小・中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正の件」ということになっております。

事務局のほうから説明をお願いいたします。

学校教育課長。

【中原教育次長兼学校教育課長】

資料右上に議題①と書いている分でございますが、差替えと書いてある資料でご説明をさせていただきます。

「佐世保市立小・中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正の件」でございます。

こちらは9月定例教育委員会の際に、義務教育学校を加えるということで一旦改正の議決をしていただきましたが、再度精査をしております段階で改正漏れがありましたので、その部分を改めて改正させていただきたいと思います。

3ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

アンダーラインを引いているところでございますが、まず第5条の施行規則ですけれども、第1項中、79条の6の義務教育学校の準用規定が抜けておりましたので、改めてこちらに加えました。

それから、2項と3項を分けて、2項に小学校、3項に中学校について規定を設けたわけですけれども、2項の小学校の規定に「及び義務教育学校前期課程」を、2行目に「特別の教科である道徳」を規定しております。この「特別な教科である」というのは、施行規則の文言をそのまま使っておりますが、道徳については、平成30年4月1日から、小学校では「特別の教科」ということとなります。

それから、3項、同じように見ていただきますと、2行目がそのまま「道徳」となっております。中学校については、平成31年4月1日から特別の教科である道徳になりますので、まだ規定しておりません。したがって、来年度、特別の教科である道徳ということの改正をお願いすることとなりますので、以上のようなことから、2項に「小学校及び義務教育学校前期課程」と、3項に「中学校及び義務教育学校後期課程」という改正を行っている次第です。

それから、第22条ですけれども、義務教育学校についても、当然、中学校の段階を

含みますので、こちらも「中学校及び義務教育学校」というふうにしております。

それから、第26条「主任等の辞令」ですけれども、これまでの「教諭」に加えて「指導教諭」をあらかじめ入れておかなければいけなかったのですが、これについて失念しておりましたので、今回、「指導教諭」という文言を追加させていただいております。

以上でございます。

【西本教育長】

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質疑等がございますか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、この規則改正については了とすることとします。

次に、議題の②です。「機構改革に伴う規則、規程の一部改正等の件」ですが、当日配付の資料の1ページから14ページまでということになっております。

当局から説明をお願いいたします。

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

それでは、当日配付資料の前に、議題②の一枚物、こちらのほうでございますけれども、今回、機構改革に伴いまして、文化事業の市長部局、企画部への移管、そして、文化財課の新設、そして、公民館政策課と社会教育課を統合して社会教育課とする。この3つの機構改革に伴いまして、条例を3月議会に上程したところですが、それにあわせて、規則、規程につきましても、一部改正、そして廃止がございます。

提案内容に記載しておりますとおり、一部改正を行いますのが4つの規則及び規程、そして廃止する規則として、佐世保市民文化ホール条例施行規則というものがございます。

改正の内容につきましては、当日配付資料によりご説明申し上げます。

まず、「佐世保市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正の件」でございますが、新旧対照表をご覧ください。

この規程は、教育委員会に職務の権限を残したまま、その事務を市長部局に補助執行させるためのものですが、第2条をご覧ください。

これまで、幼児教育センターと幼稚園に関することについて規定しておりましたが、今回の改正で、島瀬美術センターに関することを第6号から第10号まで、新たに規定をいたしました。

島瀬美術センターは公立博物館でございますので、教育委員会が所管することとなって

おりますので、教育委員会が所管した状態で、その事務を市長部局が行えるように、第6号から第9号までに補助執行に関する具体の規定を定めるとともに、第10号にその他教育委員会が必要と認めたものという事項を定めているものでございます。

第11号につきましては、2ページ目でございますけれども、佐世保市教育文化振興基金を活用した補助事業、これは社会教育課が所掌する補助事業に限りますが、市長部局に事務の補助執行をお願いするものでございます。教育文化振興基金を管理・運用するのは教育委員会、そして、その補助を活用する事業につきましては社会教育委員の意見を聞くという規定等がございますので、教育委員会に職務権限を残した状態で市長部局に補助執行をお願いするものでございます。

この補助事業は、市民が行う文化・スポーツ事業に対しての補助事業でございますので、企画部文化振興課に事務の補助執行をお願いするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

「教育委員会事務局処務規程の一部改正の件」でございます。

この規程につきましては、教育委員会内の事務局における課、そして、その課が所掌する事務を規定するものでございますが、今回の機構改革に伴いまして公民館政策課が廃止されるとともに社会教育課に公民館管理係が新設され、そして、文化財課が新設されましたので、所要の改正を行うものでございます。

第5条には、事務分掌として、社会教育課指導係のところに、公民館運営審議会に関すること、以下、社会教育関係で、教育文化に関して指導係で持つべき事項等を含めて、規定しております。

4ページをご覧ください。

公民館管理係の所掌事務として、公民館政策課が行ってございました管理部分について規定しております。

それから、第5号に文化財課を新設し、文化財課が行う所掌事務を規定しております。

次に、第6条、施設の所管でございますけれども、こちらのほうは、5ページをご覧ください。

第9号に島瀬美術センターが入ってございましたので、同号を「各地区公民館及び中央公民館は社会教育課の所管とし、社会教育課長が総括的に指揮監督」という規定に変更いたしております。

続きまして、「佐世保市教育委員会職員服務規程の一部改正の件」でございます。6ページでございます。

こちらのほう、第2条の表に博物館島瀬美術センターの勤務時間等が規定されておりますが、市長部局の例規に移管されることから、この箇所を削除するものでございます。

また、備考の欄にも島瀬美術センターの名称が入ってございましたので、あわせて削除するものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。

「佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正の件」でございます。

所管課が公民館政策課から社会教育課となりますので、所要の改正を行うものでございます。

内容としましては、使用料の減免に関し、「公民館政策課」が自主事業に使用するときには全額を減免するというものを、「社会教育課」に改めるものでございます。

以上が一部改正の件でございます。

続きまして、規則の廃止につきましてご説明申し上げます。

8ページから13ページまでございますが、「佐世保市民文化ホール条例施行規則」でございます。

市民文化ホール条例の施行に関し、その使用許可等に関する事項を定めているものでございますが、この規則は、教委規則でございます。市民文化ホール条例が市長部局に移管されましたので、施行規則も市長部局に移管することから、教委規則である佐世保市民文化ホール条例施行規則を廃止するものでございます。

ここで、これに付随する報告案件として、当日資料の14ページをごらんいただきたいと思えます。

「佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例及び同施行規則の運用等に関する要綱の一部改正について」の報告でございます。

この要綱につきましては、規則で定めていない細かい部分を定めているものでございますが、この中で、公民館政策課の名称がございましたので、社会教育課に改めるものでございます。

改正内容の中で、(1)で第9条第3号「社会教育課が自主事業に使用するとき。」を削除するとありますが、これは従前の施行規則で公民館政策課が使用する場合には全額減免することとしておりましたので、要綱で、社会教育課の自主事業についても減免することとしていたものです。今回の機構改革で課が一つになりましたため不要になりましたことから、削除するものでございます。

その後、(2)から(3)までは、公民館政策課を社会教育課に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【西本教育長】

ただいま説明がありましたけれども、ご質疑等ございますでしょうか。

【久田委員】

公民館政策課がなくなって、社会教育課の中にその位置づけがされるということによって一定理解はします。私は、地区公民館の働きというものが、市全体の社会教育、生涯学習

を推進していく母体になっていくのではないかという気がしてならないのですけれども、そうすると、今回新設された公民館管理係が、地区公民館に対する指導を行うのでしょうか。

【西本教育長】

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

公民館に対する指導、助言等々については、大きく分けて二つあるかと思います。一つは管理・運営に関する事でございます。その分は、公民館政策係が主に所掌することと考えております。

公民館の主催事業等、いわゆるただの管理ではなく、実際に事業を起こしていくという活性化事業がありますが、これに関しましては、社会教育課の指導係のほうで行うというふうな事になっております。

これは、指導係のほうで、市全域の社会教育に関する諸施策を持ってありますもので、そこと連携を行いながらということで、公民館がその実践の場であるというふうな位置づけをしているものでございます。

ただ、この両係が、管理・運営、それから事業と密接にかかわっておりますものから、係間の連携というものが非常に必要になってくるというところでございます。

【西本教育長】

はい、久田委員。

【久田委員】

そうすると、具体的な指導といいますか、企画、運営、あるいは方向性をつかさどるのは指導係だというように受けとめていいのですね。

【西本教育長】

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

そういう形でございます。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

私からちょっと。7ページの改正後、社会教育課の次に「準課を含む。」とありますが、これは何を指しているのですか。

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

これは、中央公民館及び各地区公民館でございます。

【西本教育長】

これは準課になるのですね。

【小田副理事兼社会教育課長】

準課の位置づけとなります。

【西本教育長】

わかりました。

それからもう一つ。3ページ、教育文化係改正前ですね。なくなるものはどれですか。線を引いてなかったけど。ここから消えるもの。

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

教育文化係の中でなくなるものは、ハの「芸術文化の振興に関すること。」とニの「文化関係団体の指導・育成に関すること」でございます。

ただし、社会教育課の指導係の中に、4ページのトの部分、「市民文化活動の奨励及び支援に関すること。」というふうなことで、こちらが、いわゆる文化活動への後援であるとか、表彰であるとかというふうなものが一部残ることとなります。

【西本教育長】

久田委員。

【久田委員】

文化関係を一本化する、そのために市長部局に移管するというようなことだったのですよね。それで結果的に行ったのは、建物でいくと島瀬美術センターと市民文化ホール。しかし、結局、文化財というものは、教育委員会が担う必要があるので、切り離すことはできないというようなことで一定理解しておりましたが、その線引きが非常に曖昧となる。社会教育課としても、市長部局の文化振興課としても、事務が重なり合っているような感じがして、ちょっとやりにくく、事業に対して押し合いへし合いの、「それはそっちだろう」という話になりそうです。線引きがきちりしていない気がします。当面はやむを得ないのかなと思いつつ、わかりづらいという感想を持ちました。

【西本教育長】

今、久田委員がおっしゃったように、ゼロではないということはわかるのですよ。例

えば、ある文化イベントの後援を、市と教育委員会とするときがあるので、それは、文化振興課に届出が出され、教育委員会の後援も欲しいとなったら、ワンストップで文化振興課が「教育委員会に届けますから」と、文化振興課から受け取って教育委員会が後援をするというケースは残るので、ゼロにはならないのかなという気がします。そういうことが、市民の皆さんにわかるような形で説明をされるといいのかなと。

ほかにありますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、②の議題は終わりました、次に、③「佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画」及び「徳育推進のための行動計画」の計画期間延長の件ということで、事務局の説明をお願いいたします。

【西本教育長】

課長補佐。

【中村社会教育課長補佐】

それでは、「佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画」及び「徳育推進のための行動計画」の計画期間の延長の件でございます。

提案しておりますとおり、第6次佐世保市総合計画、そして佐世保市教育振興基本計画の計画延長に伴いまして、分野別計画でありますこの2計画につきまして、計画の延長を提案するものでございます。

提案理由としましては、記載のとおりでございまして、人口減少への対応と、連携中枢都市圏の形成の方向性が確認できる31年度まで、2カ年の延長ということになります。この延長につきましては、総合計画の趣旨に基づきまして、方向性等は変わりませんので、その指標となるものについて改正を行っております。

当日配付資料の15ページでございます。

こちらのほうに、それぞれ「佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画」、並びに「徳育推進のための行動計画」、現在、29年度までの計画でございますけれども、2カ年延長した場合の成果指標の目標値を定めてございます。

生涯学習のまちづくり推進計画につきましては、成果指標として、生涯学習の取り組みに対する市民満足度、これは、市民意識アンケートではかるようになっておりますが、25年度時点、29年度時点につきまして、いずれも目標値を実績値が下回っておるような状況でございますので、31年度までにつきましては、目標値をそのまま29年度で維持・継続する形で設定をしております。

もう一つの成果指標である生涯学習事業への参加者数でございますけれども、25年度

から29年度、31年度につきましては、29年度は100%達成見込みでございますし、25年度につきましても達成を遂げておりますので、当初計画どおり、5%ずつの増を見込んでの31年度の設定、参加者数10万5,000人を目標値としております。

そして、その下でございますけれども、徳育推進のための行動計画、こちらも24年から29年度までの計画でございました。

こちらにつきましても、25年度96.7%の達成、29年度100%の達成。これらにつきましては、一徳事業に取り組んでいる地域・団体の数の割合を、それぞれ段階的に伸ばしていくような形で設定しておりますが、29年度が目標値に達する見込みでございますので、当初5%ずつ伸ばしておりました数値を踏襲いたしまして、31年度につきましても、この団体数のほうを、29年度、30年度、31年度とそれぞれ5%伸ばして440団体と設定をしております。

説明については以上でございます。

【西本教育長】

ただいま説明がありましたけれども、委員の皆様からご質疑等ございますか。

平たく言えば、佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画も、徳育推進のための行動計画も、改正の時期であったということですかね。

課長補佐。

【中村社会教育課長補佐】

はい。29年度までということで、改正の時期でございました。

【西本教育長】

それで、総合計画が2年延長されたので、リンクする部分が多々あるから、我々の言うまちづくり推進計画と徳育推進だけを改定しても、どういうふうに総合計画がなるかわからないのでは、改定できないと。したがって、総合計画に合わせて2年間改定の時期をずらしませうということが、この内容ですよ。

【中村社会教育課長補佐】

はい、そうです。

【西本教育長】

そして結果として、成果指標はどうなるのかという問いに、あわせて今ご説明があった15ページの説明になるという考え方でよろしいんですね。

課長補佐。

【中村社会教育課長補佐】

さようでございます。総合計画につきましても、統廃合、文言の抜本的な修正が必要

なものについては修正を行うものの、それ以外の方向性が変わらないものについては、極力修正を行わないという形になっておりますので、この2計画につきましても、29年度までで定められていました成果指標を2カ年延ばしたという形になっております。

【西本教育長】

わかりました。

よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

そういうことでさせていただきたいと思います。

それでは、次の議題④「佐世保市教職員研修計画策定の件」でございますが、事務局から説明をお願いします。

白濱所長。

【白濱教育センター長】

事前の配付資料、右肩に議題④とございますものをご覧ください。

2月の定例教育委員会で協議をしていただいた内容でございます。文言等の変更はありませんが、前回、ご意見をいただいたことに対しまして、現在の進捗状況を補足します。

1点目は、久田職務代理者から、学校の校内研修への浸透を図るような周知はやるのか、また、研修を実施した証といえますか、実施報告を求めるようなことをするのかということがございました。

周知の件に関しましては、明日、臨時の小・中校長会がそれぞれ新メンバーで行われます。そこに、20分の時間をいただきまして、周知してまいりますし、4月の定例校長研修会においても、これは時間が短こうございますが、ポイントを絞って周知していく計画をしております。

実施報告につきましては、各研修の要綱細目を定めていく中で、法定研修の初任研・中堅研におきましては、初任研につきましては月ごとの研修記録や年度末に年間指導報告書、中堅研におきましても、年度末に実施報告書をいただき、確認してまいります。

また、2年から5年、6年から10年目の研修におきましては、若干簡素化した研修記録表というものを1枚作りまして、それを各年、教員が記入し、そのコピーを提出するというようなところで確認をいたします。16年目研も年度末に実施報告書を簡素化して求めるところでございます。ぴしっと報告するところと若干簡素化したあたり、バランスをとりながら、全ての研修において報告を求め、確認してまいります。

2点目の、合田委員のほうから、「11年目の中堅研でワークライフバランスの研修

より、そういう研修がより早い段階でもあればいいと思う。」というようなご意見をいただいた点に関しましては、初任研の宿泊研修において、メンタル研修を計画しております。

このメンタル研修の中で、ワークライフバランスを加味した研修になるように計画をいたしております。

3点目の、内海委員からいただきました「計画された研修をオブザーバーとして見学することは可能か」という件につきましては、今、次年度の研修計画の日程が固まりつつあるところがございます。見学可能な研修を、年間計画等により、4月または5月の定例教育委員会の報告事項でご紹介させていただきます。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、ご質疑等ございますか。

よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、議題④の職員の研修計画策定の件までご理解をいただきました。

ありがとうございました。

それでは、(4)の協議事項ですが、これはございませんので、(5)の報告事項に移りたいと思います。

報告事項①「義務教育学校設置に伴う要綱・要領等の改正について」です。

総務課長。

【吉田総務課長】

それでは、ご説明申し上げます。

今回、義務教育学校の開設に伴いまして変更する要綱等は、報告事項の資料1ページから2ページまで、佐世保市就学援助費交付要綱から学校給食における学校生活管理指導表文書料補助金交付要綱までの計25本でございます。

今回、報告としております意味は、規則等は定例教育委員会において議決をいただいているところですが、その執行に係ります要綱につきましては、市長権限で決裁によって定めるという形になっておりますので、その内容を報告しているものでございます。

改正の内容は、右側、主な改正点に記載のとおり、全て小学校または中学校という表現から、小学校、中学校または義務教育学校というような文言を加味した変更でございます。

今回の要綱の25本と平成30年1月の定例教育委員会において規則を11本改正し

ておりますが、これによりまして、一定の例規の整備が3月までに終了したという整理で、管理をしているところでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

【西本教育長】

4月1日からの義務教育学校の設置に伴って、関連する要綱・要領等の整備ということの説明でございました。

ご質疑等ございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、次に報告事項の②でございます。「公民館嘱託職員の公募について」ということで、当日配付資料になるかと思えます。

公民館政策課長。

【吉住公民館政策課長】

報告の②でございます。

その前にご案内をということで、いよいよ世知原地区公民館が移転オープンを迎えます。3月31日でございます。

その開所式に当たりまして、委員の皆様にもご案内を差し上げまして、大変お忙しい中、久田委員と深町委員にご出席を賜るということで、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項②になります。

資料のほうは、当日配付資料16ページでございます。

今回、公募するのは、今申しました世知原地区公民館で、今月末日をもって退職する嘱託職員の補充に伴うものでございます。

募集期間につきましては、3月22日から4月11日まででございます。

作文等の書類審査を4月16日までに、それから、面接による2次審査を4月17日から行いまして、4月20日までに最終結果を通知する予定としております。

応募方法や勤務条件につきましては、記載のとおりでございます。

以上です。

【西本教育長】

ただいまの報告につきまして、委員のほうからご質疑はございますか。

【久田委員】

端的に言いますと、今までは公民館政策課がされていたわけですね。そして新年度からは、いわゆる面接とかいろんな採用に係る処理は、社会教育課のほうでなさるということですか。

【吉住公民館政策課長】

そうです。

【久田委員】

わかりました。

【西本教育長】

ほかにございますか。

よろしゅうございますね。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

続きまして報告事項の③です。「図書館における子育て相談の場の設置について」、それから報告事項④についてもあわせて報告をお願いします。

図書館長。

【前川図書館長】

それでは、事前にお配りさせていただいている資料の、報告事項③をご覧ください。

図書館における子育て相談の場の設置についてということですが、これは、去る12月に開催した総合教育会議で、合田委員から、図書館にも子育て相談の場を設けることができるのではないかとご提案をいただいたことを起点に、子ども未来部など庁内で検討を行った中で、何とかNPO法人様のご協力で実現できる運びとなりましたので、ご報告させてもらうものです。

まず、図書館においては、2階児童室「おはなしのへや」において、赤ちゃん向けのおはなし会「いないいないばあ」を、去年6月から、従前は月3回だったものを、毎週木曜日に変更して回数を増やして開催したことや、4か月児健診会場において乳児に絵本などを無料配布する「ブックスタート」の折に、図書館児童室のイベントの紹介を行ったことなどから、実際に、乳幼児を連れた母親の方の来館が増えております。合田委員のご提案もちょうどその折でしたので、これはいい取り組みだと思い、関係各所にご相談したところ、佐世保市地域子育て支援拠点の「親子ひろば よんぶらこ」様から、ご協力いただくことができることとなりました。

調整の結果、偶数月の第1木曜日の「いないいないばあ」の終了後、11時20分か

ら12時までの間、地域子育て支援士の資格を持った方に来ていただいて、「おはなしのへや」を開放して、自由に子育ての相談ができるような場所を設けたいと考えております。

1回目は本年4月5日です。偶数月ですので、4月、6月、8月、10月、12月、2月ということで開催していくことを予定いたしております。

4ページからが、報告事項④「図書館で開催される各種イベントについて」です。

英語のイベントが2つございますが、もう1ページめくっていただいて、「第5回英語deキッズ」を4月14日の土曜日に、図書館3階の視聴覚室で開催いたします。対象は幼稚園年少から小学校3年生までで、定員20名です。

これは、国際ソロプチミスト佐世保パール様が主催で、米軍施設の幼稚園の先生をお招きいただいて、ボランティアでしていただくイベントです。現在、20名以上の申し込みがあります。

次のページが、「第7回英語deおはなし会」です。これは4月28日午前11時から、図書館2階児童室「おはなしのへや」で開催いたします。

これは、米軍内にある放送施設の職員、AFNの職員の方に英語の絵本を英語で読んでいただくという取り組みでございます。定員は設けておりませんので、来ていただいた方に自由参加いただくこととなっております。

毎回、「おはなしのへや」がいっぱいになるくらい親子連れの方にお越しいただき、好評を得ているところでございます。

以上で報告を終わります。

【西本教育長】

ただいまの報告につきまして、何かご質疑等ございますか。

深町委員。

【深町委員】

図書館における子育て相談の場というのは非常にいい取り組みだと思いますが、これだけの取り組みをせつかくされるのであれば、子ども未来部等と協力して、いろんなところ、多くの方の目に触れるようにして、孤立した子育てをしなくて済むような環境を整えていただけたらなと思います。まずは宣伝して、一人でも多くのお母さん方に知っていただくことが一番かなと思いますので、大いに宣伝してほしいなと思います。

【西本教育長】

ありがとうございます。

合田委員。

【合田委員】

早速ありがとうございます。

昨今、家庭教育力が落ちているという中で、じゃあ、どこにてこ入れをするのかと、いつも議題になりますけれど、まずはできるところから、何もせずに見ているよりは、ほんとうにありがたいと思います。

この、本に触れる場所だからこそ、スマホの危険性とか、母と子のコミュニケーションの大切さというところに、お母さん自身に気づいていただけたらなと思いますので。

今後協力団体が増えて、将来的に毎月でも開催できるように取り組まれていただけたらと思います。

ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにございますか。

よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、これで3月定例教育委員会を締めたいと思います。

大変お疲れさまでした。

その後、次回開催日程を決定し、終了となった。

----- 了 -----